

徳島県規則第二十六号

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立工業技術センター管理規則（平成三年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表機械器具使用料の項第三十五号中「二、三五〇円」を「三、五八〇円」に改め、同項に次の六号を加える。

二百六十五	金属三次元プリンタ（造形装置）	一台二時間	一、四九〇円
二百六十六	金属三次元プリンタ（脱脂装置）	一台二時間	七七〇円
二百六十七	金属三次元プリンタ（焼結装置）	一台二時間	一、二一〇円
二百六十八	手動射出成形機	一台二時間	一七〇円
二百六十九	ひずみ測定装置	一台二時間	一七〇円
二百七十	超音波カメラ	一台二時間	八三〇円

別表試験手数料の項第三号中18を19とし、17の次に次のように加える。

18	ひずみの測定	一件	八、五三〇円
----	--------	----	--------

別表試験手数料の項第九号中12を13とし、11の次に次のように加える。

12	ひずみの測定	一件	八、五三〇円
----	--------	----	--------

別表試験手数料の項第十一号中27を28とし、26の次に次のように加える。

27	超音波カメラを使用して行う観察	一件	二、七〇〇円
----	-----------------	----	--------

別表分析手数料の項第八号8中「二九、二九〇円」を「三五、六四〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に申請等がなされている機械器具の利用又は分析に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。